

町制施行 70 周年記念事業

稲美町魅力発信動画コンテスト実施要項

1. 概 要

昭和 30 年 3 月 31 日に加古村、母里村、天満村の 3 村が合併し、稲美町が誕生してから令和 7 年 3 月 31 日で 70 周年を迎えました。

そこで、町制施行 70 周年記念事業として、住民の皆さんと一緒に記念イヤーを盛り上げるとともに、稲美町にあふれる魅力を町内外に広く発信するため、動画コンテストを実施します。

2. 募集テーマ

稲美町に、「行きたい・住みたい」をテーマにした町の魅力を伝えるような動画を募集します。

3. 応募資格

個人、団体、プロ・アマを問わない全ての人(未成年者の場合は、保護者の同意が必要です。未成年者が応募された場合は保護者の同意が得られているものとみなします。)

4. 募集期間

令和 7 年 6 月 2 日(月)～令和 8 年 1 月 31 日(土)

5. 結果発表

受賞者には、令和 8 年 2 月以降に別途連絡します。(入賞者以外の方には連絡しません。)

6. 表彰

- ・最優秀作品 1 点 賞状及び副賞(@30,000 円×1 点=30,000 円)
- ・優秀作品 3 点 賞状及び副賞(@10,000 円×3 点=30,000 円)

7. 作品規定

- (1) 動画の時間は、30 秒程度とします。
- (2) 解像度は、フル HD(1080×1920)を推奨とします。
- (3) アスペクト比は、9 : 16 の縦型とします。

8. 応募方法

- (1) 応募作品を YouTube または Instagram で公開の上、オンライン申請システムの応募

フォームに YouTube 等の URL などの必要事項を入力し送信してください。YouTube と Instagram 両方で公開することも可とします。

- (2) YouTube 動画は、タイトルの最後に「いなみ 70」を、Instagram は、「#いなみ 70」と「#いなみびより」を付けて投稿してください。
- (3) 本コンテストにおける応募に際しては、次の条件に従ってください。条件に違反している動画は、審査の対象となりません。
 - ① 公開範囲を制限しないこと
 - ② 一定時間で見られなくなる投稿方法をしないこと（Instagram のストーリーズ等）

9. 審査基準等

(1) 審査基準

テーマ性（稲美町の魅力が伝わる内容か）、独自性（意外性やオリジナリティのある視点で表現されているか）、話題性（情報発信力のある内容か）、構成・技術力（カメラワークや音響、編集方法などの工夫がなされているか）

(2) 審査

町職員で構成する稲美町魅力発信動画選考会（仮称）で選考します。

10. 応募条件

- (1) 作品は応募者が制作したオリジナル作品で、他のコンテスト等に応募していない未発表のものに限ります。
- (2) 動画中に「“愛”のあいだに暮らすまち INAMI」のキャッチフレーズを表示してください。
- (3) 応募期間より前に撮影した動画でも構いません。
- (4) 受賞作品等は、町の広報媒体等（町ホームページ、町公式 YouTube チャンネル、デジタルサイネージ等）で上映を予定しています。上映にあたり、作品の一部編集（字幕・ナレーションの追加、音楽の変更等）を指示する場合がありますので、応募作品及び編集前データは必ず保管しておいてください。

11. その他注意事項 ※必ずお読みください

- (1) 本コンテストに応募した方はこの注意事項に同意したものとします。
- (2) 応募作品の著作権は、応募者に帰属しますが、稲美町及び稲美町が許可した団体等は、応募者の許諾を要することなく、無償で作品をホームページ、YouTube 等における配信、その他の広報物やイベント、PR 等に利用できるものとします。また、営利目的以外の用途で二次利用（編集や加工、切り出し等を含む。）できるものとします。
- (3) 応募作品に使用する映像・音楽・音声・素材等は、著作権等の知的財産権の処理が必要ないものを使用するか、必要な許諾手続が済んだものを使用してください。

- (4) 映像に関し、第三者の肖像権や名誉・プライバシーその他の権利を侵害することのないよう注意してください。作品中に通行人の顔が映っているなど、個人が容易に特定しうる場合は、その個人の承諾を得るか、個人を特定できないよう加工してから応募してください。また、撮影にあたっては、施設や飲食店等の店舗の関係者から事前に承諾を得てください。
- (5) ドローンによる撮影においては、航空法等の各種法令を遵守してください。
- (6) 応募作品の制作に際して起こった事故、その他一切のトラブル（応募作品に関して知的財産権を有する者からの損害賠償請求等の法的請求を含む。）については応募者の責任と負担で解決するものとし、稲美町は一切の責任を負わないものとします。
- (7) 応募内容や応募作品について、町から電話又はメール等で問い合わせることがあります。連絡が取れない場合や町が指定する期限までに返信が無い場合は、審査の対象外とします。また、虚偽や違反などがあつた場合や他人の権利を侵害すると判断した場合も、審査の対象外とします。この場合、入賞作品の発表後でも入賞を取り消し、副賞の返還を求めることがあります。
- (8) 次の内容に該当する又は該当するおそれがあると判断される作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。
 - ① 法令等に違反するもの
 - ② 暴力的・差別的・卑猥な表現を含む又は犯罪を助長するなど公序良俗に反するもの
 - ③ 個人・企業・団体など他者の名誉を毀損する又はプライバシーを侵害するもの
 - ④ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
 - ⑤ 企業や商品などの宣伝若しくは政治・宗教等特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
 - ⑥ その他当コンテストの趣旨やテーマに反し、稲美町の魅力発信動画としてふさわしくない表現を含むもの
- (9) 肖像や著作物など、他人が権利を有するものを利用した応募作品については、事前に使用許諾承認を得てください。
- (10) 応募作品の制作など、応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (11) コンテスト内容については予告なく変更する場合があります。

12. 個人情報の取り扱い等

応募者の個人情報は、当コンテストの運営に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。作品の利用にあたり、応募者の氏名・団体名、作品の説明を公表させていただく場合があります。

13. 問合せ先

稲美町役場企画課 秘書・広報係

電話番号 (079)492-9130

電子メール kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp